

令和7年度 格付・入札参加資格確認用技術者調書の提出について

鈴鹿市が発注する土木一式工事・建築一式工事・舗装工事については、入札参加条件に鈴鹿市建設業者格付要綱に基づく「業者格付」を設定しています。

鈴鹿市内に本店等を有し、業者格付を希望する場合は、格付・入札参加資格確認用技術者調書等の提出をお願いします。

1 対象業者

鈴鹿市内に本店等を有し、土木一式工事・建築一式工事・舗装工事に業種登録があり、業者格付を希望する者

2 新格付適用の入札について

令和7年6月1日以降に公告する工事から適用します。

3 基準日

令和7年4月1日

4 提出について

提出期間：令和7年4月4日(金)から令和7年4月15日(火)

提出方法：Eメール、提出フォーム（市ウェブサイト内）、郵送または持参

※同業者が期間内に複数回提出した場合は、最も新しい日時のものを有効とします。

※紙媒体での提出の場合は、A4サイズに揃えクリップ留めで提出してください。

※提出フォームは、ウェブサイトに掲載され次第、提出可能です。

提出先：〒513-8701 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市 技術監理契約課（本庁10階）

電話：(059)382-9039 Fax：(059)382-9050

Eメール：nyusatsu@city.suzuka.lg.jp（受信可能容量7MBまで）

（Eメールで提出する場合は、受信確認をするため提出後、電話連絡をお願いします。）

5 提出書類

（1）格付・入札参加資格確認用技術者調書（以下、調書）（別紙1）

- ・鈴鹿市に入札参加資格を有し、業者格付を希望する業種について記載してください。
- ・基準日において雇用されている技術者等について記載してください。
- ・押印は不要です。
- ・資格を有しない技術者等（現場代理人として配置予定の方など）も調書への記載は可能です。氏名、生年月日を記載してください。その場合、実務経験の記入は不要です。

（2）調書に記載した技術者の資格を確認できる書類の写し

- ・国家資格者証、国土交通大臣の認定証など。

（3）調書に記載した技術者が常勤職員であることを証明する書類の写し

※「常勤職員」とは、基準日において3か月以上継続雇用され、かつ、建設業法等により加入すべき社会保険に適正に加入している方をいいます。

- ・次の（ア）～（オ）のいずれか **1点** を提出してください。

（ア）監理技術資格者証

（イ）健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書

（ウ）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

(エ)住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務用、申請時直前のもの)

(オ)健康保険被保険者証(事業所名の記載があり有効期限内のもの。「保険者番号及び被保険者等記号・番号」にマスキングを施してください。)

※「二以上事業所勤務被保険者標準報酬決定通知書」は該当しません。

・(ア)～(オ)を提出できない場合は次の(カ)及び(キ)の2点を提出してください。

(カ)賃金台帳若しくはそれに類する給与の支払いに関する書類または所得税源泉徴収簿

(キ)出勤簿

※必要に応じて聞き取り調査を行い、社会保険への加入義務がないと認められる場合に限り有効とします。

※最低賃金以下等著しく賃金が低い場合、または出勤日数が著しく少ない場合は常勤雇用として認めない場合があります。

・役員等で、(ア)～(キ)のいずれも提出できない場合は、登記簿や建設業許可申請書及び役員一覧の写し等を提出してください。

(4)「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写し

・基準日に有効な最新のもの。

(5)「技術職員名簿(別紙二)」の写し

・経営事項審査申請時に添付した最新のもの。

(6)「特定または一般建設業の許可について(通知)」の写し

・許可の有効期間の記載があるもの。

(7)「専任技術者一覧表(別紙四)」または「専任技術者証明書(新規・変更)または(更新)(様式第八号(1)(第三条関係)または(2)(第三条関係)」の写し

・建設業許可申請(変更)時に添付した最新のもの。

(8)(令和6年度土木一式A1・A2等級及び舗装A等級の方のみ)公共工事の主任技術者の実績の証明の写し

・調書に記載した1級技術者について、基準日から過去5年以内に完成(引渡し)した、工事实績が分かる書類(コリンズの写し等)を添付してください。(業者格付を希望する業種と同業種の実績。下請けの実績は不可。各技術者1件で可。)

・現場代理人としての実績も認められますが、監理技術者補佐としての実績は認められません。

・実績時点での資格の有無は問いません。

・令和6年度土木一式A1・A2等級及び舗装A等級以外の方も、提出が必要になる可能性があります。その場合は、(1)～(7)の書類確認後、技術監理契約課から連絡します。

6 その他

本調書及び添付された資料を事後審査の確認資料として使用しますので、入札後の事後審査時に提出する確認資料の一部を省略することができます。

当該年度格付施行期間中に調書内容及び提出書類に変更が生じた場合は、技術監理契約課へお申し出ください。